監査公告第4号

定期監査結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定による総務部の定期監査を加賀市監査基準（令和2年加賀市監査委員告示第1号）に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和8年10月28日

加賀市監査委員　　浅井　廣史

加賀市監査委員　　中谷　喜英

総務部定期監査結果報告

第１　監査の種類

財務監査及び行政監査

第２　監査期間

令和 8 年 9 月 10 日から令和 8 年 10 月 16 日まで

第３　監査の対象

総務部（秘書課、行政統計課、人事課、財政課、管財課、企画課、会計課）

第４　監査の着眼点

(1)　財務に関する事務の執行が適切かつ効率的に行われているか。
(2)　行政事務が法令等に適合し、正確で合理的、効率的に行われているか。
(3)　人材確保・育成に向けた取組が行われているか。
(4)　財政健全化に向け対策が行われているか。

第５　監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた資料及び財務会計システムをもとに財務事務の執行状況、物品・施設の管理状況等を調査するとともに、関係職員から所管事務の執行状況について聴取した。（事情聴取の主な項目は別記のとおり）

なお、監査の期間中、必要な書類はその都度提出を受け照査を行った。

第６　監査の結果

所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行、行政事務の執行状況、所管の物品・施設の管理は概ね適正に処理されていると認められた。

なお、事務上留意すべき軽微な事項については、その都度指導したところである。

第７　監査意見（地方自治法第 199 条第 10 項）

・自主財源確保の取組みについて、次のとおり意見を付す。

本市が持続可能な行政サービスを維持・提供していくためには依存財源に過度に頼らず、自主財源を確保していくことが大切である。自主財源が増えることでより自主性のある行政活動が可能になる。そのためには既存の税の増収はもとより、寄

付金、財産収入、使用料及び手数料等の自主財源の拡大が可能かも検討してもらいたい。近年、当市の自主財源で目を引くものとして、ふるさと納税による寄付金や一部施設のネーミングライツ等がある。財政当局としては今後の予算協議のなかで担当部局の意識を高め更なる自主財源の確保に向け建設的に取り組んでほしい。

第８　留意事項

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、「当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は当該措置の内容を公表しなければならない。」とされているので、その旨留意いただき、遺漏無きよう努められたい。

別　記

総務部 定期監査 事情聴取の主な内容

１　北國銀行市派出所の廃止対応について

２　納付書取扱手数料の削減について

３　加賀市市民栄誉賞について

４　カスハラ対策について

５　例規改正漏れ防止対策について

６　採用強化と職員の省庁等への派遣について

７　人材育成について

８　財政計画の具体化

９　自主財源確保への取組みについて

１０　基金の積み増しについて

１１　プロポーザル方式のガイドライン策定と運用について

１２　随意契約のガイドライン運用と法務リスク管理

１３　価格転嫁への対応と適正な設計・積算について

１４　加賀市ビジョン策定について

１５　基幹系システムの標準化と障害対応について

１６　空き家対策について